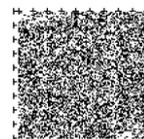


第3章 推進体制



1. 計画の推進体制

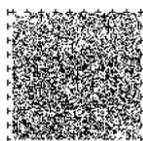
本計画は、当事者を含む市民、事業者と行政との協働によって推進します。障害のある人本人（当事者）・市民・市民団体・事業者・関係機関の取組に関しては、それぞれが主体的に取り組むことを基本とし、行政はこれに対する支援や啓発を行うこととします。

行政の取組に関しては障害福祉担当課が中心となり、庁内各部門と連絡調整を図りながら推進していきます。

障害者施策の進捗状況については、庁内各部門の施策進捗を障害福祉担当課で取りまとめ、その結果を東松山市障害者計画等策定委員会にて報告するとともに、庁内各部門や東松山市地域自立支援協議会によって一層の推進と改善に向けた協議を行います。



東松山市障害者計画等策定委員会の様子



2. 東松山市地域自立支援協議会について

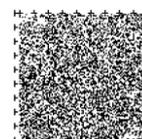
市は、障害のある人とない人が、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するために、地域における課題について協議し、解決を目指す東松山市地域自立支援協議会を設置しています。

東松山市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、市と障害者福祉に係る関係機関が障害のある人への地域における支援体制に係る課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行います。

【所掌事項】

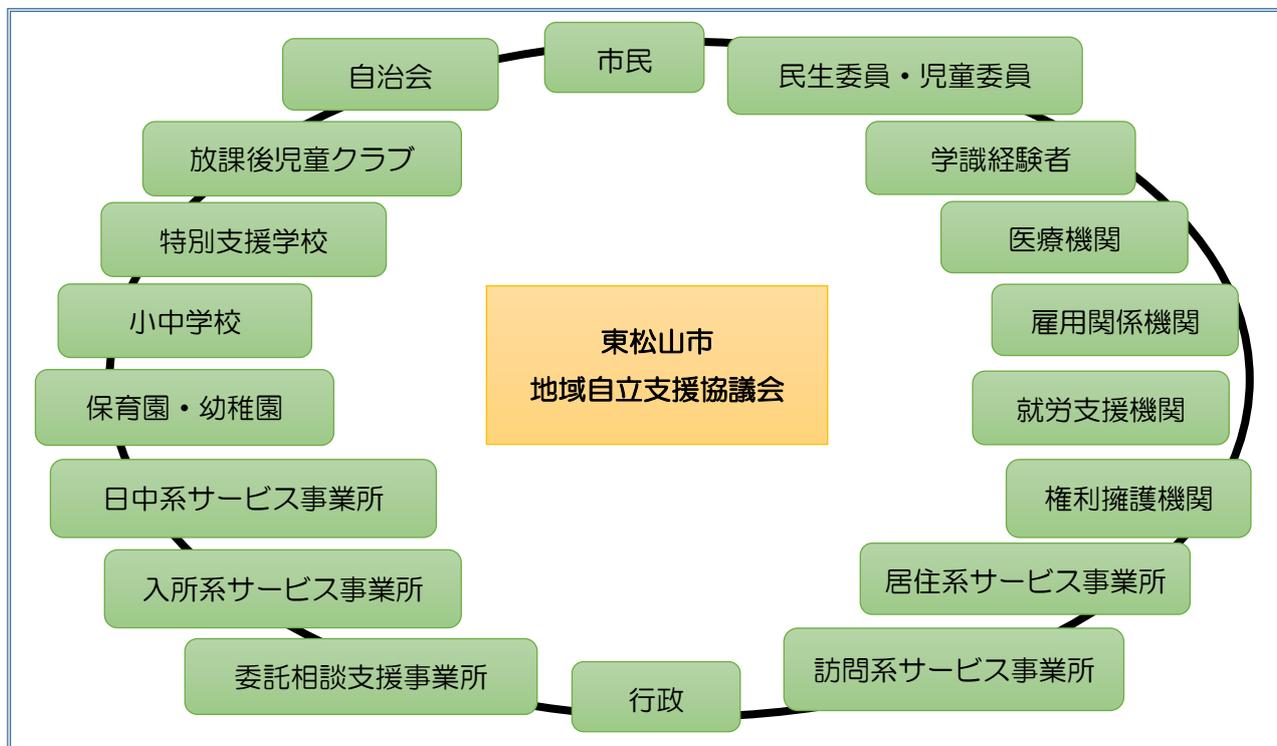
- 市民福祉プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の評価及び進捗管理
- 相談支援の中立性・公平性の確保
- 関係機関職員等への研修
- 当事者と地域との関係づくり
- 新たな地域課題への対応
- 地域の関係機関の連携
- 関係機関の業務上課題となった事項への対応



東松山市地域自立支援協議会の構成

市民、委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校、関係団体、関係機関、行政等で構成されています。

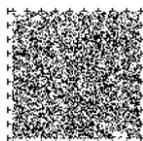
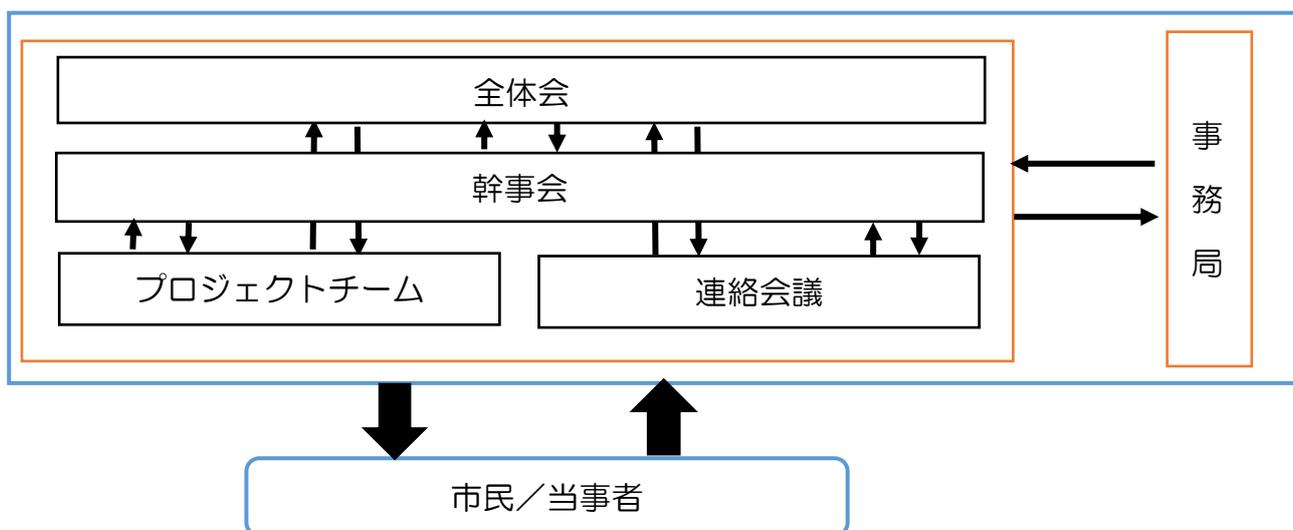
図1 東松山市地域自立支援協議会の構成



東松山市地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、プロジェクトチーム・連絡会議から成り立っています。

図2 東松山市地域自立支援協議会の組織



全体会は、構成メンバーの代表者や公募の市民で組織し、協議会の所掌事項のうち重要な事項について協議します。

幹事会は、構成メンバーの実務担当者で組織し、全体会への付議に関することや所掌事項の取扱いについて調整します。

プロジェクトチームは、全体会、幹事会の委員その他必要と認められる者で組織し、所掌事項について必要な資料の収集及び研究を行います。

連絡会議は、プロジェクトチームの活動により明らかになった課題の解決を図る組織で、参加者はそれぞれの設置要領で定められています。

東松山市地域自立支援協議会プロジェクトチーム・連絡会議

- 医療・福祉連携プロジェクト
- 地域生活支援拠点等検討プロジェクト（連絡会議）
- 障害者進路支援連絡会議
- 障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議



3. 比企地域自立支援協議会について

市では、東松山市地域自立支援協議会の外、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の比企地域7町村と共同で比企地域自立支援協議会を設置しています。

比企地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、比企地域の相談支援事業の中立・公平な運営の確保、関係機関の連携並びに社会資源の開発及び改善等の推進を目的としています。

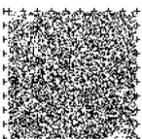
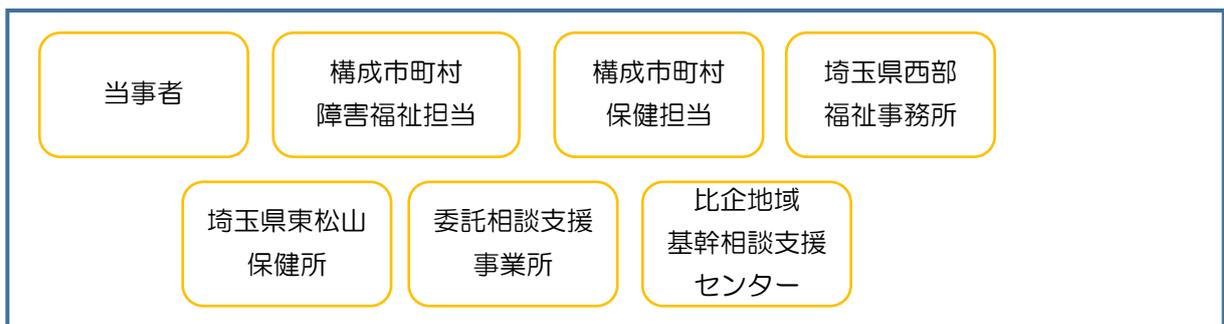
【所掌事項】

- 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- 地域の関係機関の連携に関すること
- 社会資源の開発及び改善等に関すること
- 広域的課題に関すること

比企地域自立支援協議会の構成メンバー

障害のある人、埼玉県西部福祉事務所、埼玉県東松山保健所、委託相談支援事業所、比企地域基幹相談支援センター、行政で構成されています。

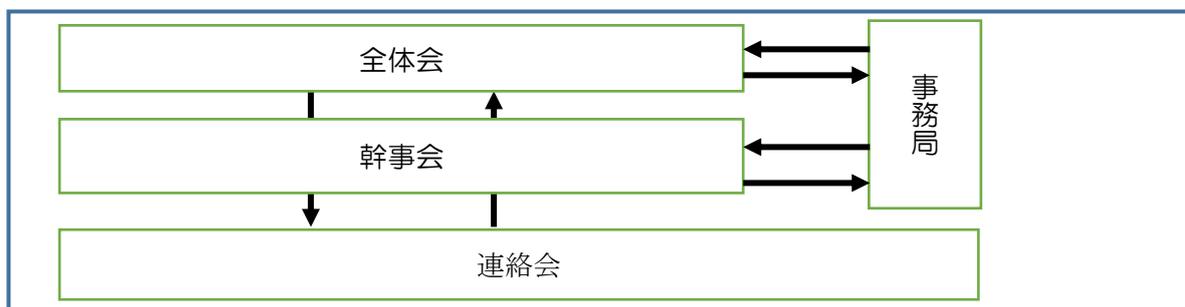
図3 比企地域自立支援協議会の構成



比企地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、連絡会から成り立っています。

図4 比企地域自立支援協議会の組織



全体会は、構成市町村の障害福祉担当課長・保健担当課長、埼玉県西部福祉事務所の責任者、埼玉県東松山保健所の責任者、委託相談支援事業所の責任者及び比企地域基幹相談支援センターの責任者で構成され、所掌事項のうち重要な事項について協議を行います。

幹事会は、構成市町村の障害福祉実務担当者・保健実務担当者、埼玉県西部福祉事務所実務担当者、埼玉県東松山保健所実務担当者、委託相談支援事業所相談員、基幹相談支援センター担当者及び当事者で構成され、所掌事項の調査・研究・協議を行います。

連絡会は、幹事会委員及び関係機関の実務担当者で構成され、以下の4つの連絡会を設置しています。

比企地域自立支援協議会連絡会

- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 委託相談支援事業所連絡会
- 精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会
- 障害者就労支援連絡会



